

ID: 1

担当部署: 総務部 総務室 総務課

処分の概要	公開請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市情報公開条例 第11条
例 規 番 号	平成14年条例第15号
【根拠条文】 (公開請求に対する措置) 第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部若しくは一部を公開するとき又は公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び規則で定める事項を書面により通知しなければならない。 【基準】 根拠条文、第4条及び第7条から第10条までの規定による。 (公開請求権) 第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。 (公文書の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、公文書を公開しなければならない。 (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち、公にすることにより、なお個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令、他の条例若しくは規則等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。)(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 (3) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる情報及び犯罪その他の公共安全と秩序の維持を乱す行為を誘発するおそれのある情報	

- (4) 市の内部又は市と国若しくは独立行政法人等若しくは他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であつて、公にすることにより、当該意思形成に著しい支障を生ずると認められるもの。ただし、客観的事実に関する情報は除く。
- (5) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- エ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であり、公開請求時においても、なお当該条件を維持することが適当であると認められるもの
- (7) 法令又は他の条例の規定により、公にすることができないとされている情報
- (8) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわず分離できるときは、公開請求者に対し、その部分を除いて、当該公文書の公開をしなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

標準処理期間	公開請求があつた日から15日以内(第12条第1項)		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日